

福岡県公報

平成31年2月26日
第4071号

目次

告示 (第111号 - 第125号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○道路の占用の制限	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) …………… 7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) …………… 7

○都市計画の図書の写しの縦覧

(都市計画課) …………… 7

○都市計画の図書の写しの縦覧

(都市計画課) …………… 7

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) …………… 8

選挙管理委員会

○福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業

者及び政見放送の回数 (市町村支援課) …………… 8

○福岡県知事選挙における政見放送において手話通訳士による手話通

訳を付して政見を録画することができる放送事業者 (市町村支援課) …………… 8

海区漁業調整委員会

○矢部川河口域における水産動物の保護

(漁業管理課) …………… 8

内水面漁場管理委員会

○矢部川水系における水産動物の採捕禁止区域及び期間

(漁業管理課) …………… 9

再 掲

○特定危険薬物の指定

(薬務課) …………… 9

正 誤

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (平

成31年2月福岡県告示第89号) 中正誤 …………… 9

告 示

福岡県告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原8938番 1先から 八女市黒木町笠原8672番 1先まで	6.8 ～ 10.4	43.2
			後	八女市黒木町笠原8938番 1先から 八女市黒木町笠原8672番 1先まで	6.8 ～ 14.4	

福岡県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	後川内 黒 木 線	八女市黒木町笠原8938番1先から 八女市黒木町笠原8672番1先まで

福岡県告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生67	よしき皮膚科・形成外科	福津市日蒔野五丁目14-6	H 31・1・1
宰生106	ひぐち内科胃腸クリニック	太宰府市大佐野三丁目1-51	H 31・1・1
小生113	RINDENクリニック	小郡市美鈴の社一丁目1-11	H 31・1・1
柳生127	医療法人 龍 眼科	柳川市坂本町25-4	H 31・1・1
宗遠生25	楠本内科医院	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11-1	H 31・1・1
粕生歯69	ひじや歯科医院	糟屋郡粕屋町大字袖須114-1	H 31・1・10
古生歯76	はやし歯科クリニック	古賀市日吉三丁目21-40ジェイ フォレストプラザ101号	H 31・2・4
那珂生歯1	せき歯科医院	那珂川市仲二丁目1-25	H 31・1・1
田生歯95	いまはやしデンタルオフィス	田川市白鳥町2110-15	H 31・1・1
田生歯97	川宮えがお歯科クリニック	田川市大字川宮918-9	H 31・2・1
宗遠生歯8	しんどう歯科医院	遠賀郡水巻町古賀三丁目12-31	H 31・1・1
京生歯101	医療法人高陽会 森山歯科医院	築上郡築上町大字西八田2451-4	H 31・1・1
宮生薬23	みやわか薬局	宮若市磯光1222-1	H 31・2・1
豊生薬35	つばめ薬局	豊前市大字赤熊1366-9	H 31・1・1
豊生薬36	かぼちゃ薬局	豊前市大字三毛門776-1	H 31・1・1
大野生訪11	アップルハート訪問看護 ステーション大野城	大野城市下大利団地2-6 下 大利団地2号棟1階	H 31・1・1
田生訪23	訪問看護ステーション リリ	田川市大字伊加利2195-40 K -1ビル1階	H 31・2・1
宗遠生訪9	ケアサポート まっかぜ	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘2-2	H 30・12・1

福岡県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生47	よしき皮膚科・形成外科	福津市日蔭野五丁目14-6	H 30・12・31
像生126	崎村医院	宗像市東郷1168-1	H 30・12・28
宰生99	ひぐち内科胃腸クリニック	太宰府市大佐野三丁目1-51	H 30・12・31
小生91	RINDENクリニック	小郡市美鈴の杜1-1-11	H 30・12・31
柳生43	龍眼科医院	柳川市坂本町25-4	H 30・12・31
宗像生17	楠本内科医院	遠賀郡水巻町吉田東二丁目11-1	H 30・12・31
飯生200	矢山医院	飯塚市西町1827-41	H 29・3・1
北生歯194	ひじや歯科医院	糟屋郡粕屋町大字柚須114-1	H 30・12・31
宰生薬47	ファミリー歯科クリニック 太宰府	太宰府市向佐野二丁目13-24	H 30・12・11
筑紫地生歯6	医療法人 せき歯科医院	那珂川市仲二丁目1番25号	H 30・12・31
両生歯53	伊藤歯科医院	朝倉郡筑前町松延680-2	H 30・12・31
田生歯86	いまはやしデンタルオフィス	田川市白鳥町2110番15	H 30・12・31
遠生歯84	しんどう歯科医院	遠賀郡水巻町古賀三丁目12-31	H 30・12・31
京生歯63	森山歯科医院	築上郡築上町大字西八田2451-4	H 30・12・31
豊生薬19	かぼちゃ薬局	豊前市大字三毛門776-1	H 30・12・31
豊生薬29	つばめ薬局	豊前市大字赤熊1366-9	H 30・12・31

福岡県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
筑紫地生歯9	吉田歯科クリニック	あかしや通り歯科クリニック	那珂川市片縄三丁目4	H 30・11・12

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北生訪1	ささぐり訪問看護ステーション	糟屋郡篠栗町大字篠栗5017	糟屋郡篠栗町大字金出3553	H 29・10・28

福岡県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大生マ41	水流 蘭 亜衣 (OFAサポートセンター大牟田支店)	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H 31・1・25
春生マ15	赤尾 直幸 (CAマッサージ施術所)	春日市日の出町六丁目20 ルヴェドゥソレイユ201	H 31・1・25
大野生マ38	寺内 勝 (OFA療養サポートセンター)	大野城市中三丁目15-12	H 31・1・11
粕生マ44	青木 俊輔 (ハート治療院)	糟屋郡志免町志免二丁目12-2-102	H 31・1・17
粕生マ45	根本 撰 (ハート治療院)	糟屋郡志免町志免二丁目12-2-102	H 31・1・17
大生柔92	原 誠 (はっぴい整骨院)	大牟田市柿園町一丁目1-2 レジデンス新栄町404	H 30・12・12
中生柔41	斉藤 晃成 (さいとう整骨院)	中間市岩瀬一丁目25-25	H 30・12・20
像生柔118	土田 恭兵 (堺整骨院 宗像本院)	宗像市栄町13-4	H 30・12・17
飯生はき24	集地 香織 (からだ元気治療院 飯塚・桂川店)	飯塚市立岩1431-1	H 31・1・8
古生はき10	織田 翔太 (KEiROW 古賀中央ステーション)	古賀市今の庄三丁目18-1	H 31・2・1

福岡県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生柔74	原 誠 (旭町はっぴい整骨院)	大牟田市旭町二丁目2-2	H 30・12・3
大生柔86	馬渡 健太 (美骨style整骨院)	大牟田市大正町二丁目3-2	H 31・1・7
大生柔87	多々良 昭治 (旭町はっぴい整骨院)	大牟田市旭町二丁目2-2	H 30・12・3
柳生柔36	森山 浩司 (響整骨院)	柳川市辻町19 江口ビル102号	H 31・1・31
春生柔63	神崎 悠 (整骨院 ふじた)	春日市大字小倉2-2 小倉不動産店舗A号室	H 30・11・1

福岡県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
柳生柔35	成清 圭吾 (響整骨院)	成清 圭吾 (寛和整骨院)	柳川市辻町19 江口ビル102号	H 31・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生はき17	熊谷 顕 (やまむら鍼灸治療院)	筑紫野市紫一丁目13-1	筑紫野市紫一丁目25-1	H 31・1・1

福岡県告示第119号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第120号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱983の7（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

- 道路の種類、路線名、占有を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占有を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	322号	朝倉市下浦 1512 番先から 朝倉市下浦 1508 番先まで	朝倉県土整備 事務所

- 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 占有の制限の開始の期日

平成31年3月12日

福岡県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	節 丸 新田原 線 停車場	前	京都郡みやこ町綾野594番 1先から 京都郡みやこ町下原546番 先まで	3.2 ～ 12.1	808.1
			後	京都郡みやこ町綾野594番 1先から 京都郡みやこ町下原546番 先まで	3.2 ～ 19.5	828.1
			後	京都郡みやこ町綾野594番 1先から 京都郡みやこ町下原546番 先まで	11.1 ～ 65.6	908.3

福岡県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	豊 津 椎 田 線	前	京都郡みやこ町綾野792番 1先から 京都郡みやこ町綾野942番 1先まで	4.2 ～ 7.6	80.7
			後	京都郡みやこ町綾野792番 1先から 京都郡みやこ町綾野942番 1先まで	7.5 ～ 14.5	80.7

福岡県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	吉 富 本耶馬溪 線	前	築上郡上毛町大字下唐原 988番先から 築上郡上毛町大字下唐原 854番1先まで	9.6 ～ 14.8	228.0
			後	築上郡上毛町大字下唐原 988番先から 築上郡上毛町大字下唐原 854番1先まで	8.2 ～ 14.8	228.0

福岡県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	吉 富 本耶馬溪 線	築上郡上毛町大字下唐原988番先から 築上郡上毛町大字下唐原854番1先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマート豊前
- (2) 所在地 豊前市大字岸井394番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルゾ飯塚幸袋店
- (2) 所在地 飯塚市中字龍ヶ口221番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アルゾ飯塚幸袋店
- (2) 所在地 飯塚市中字龍ヶ口221番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画公園の変更（飯塚市決定）（平成31年2月7日飯塚市告示第60号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福津市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画及び津屋崎都市計画下水道の変更（福津市決定）（平成31年2月4日福津市告示第12号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
嘉穂郡桂川町大字豆田字スモ、201番1及び201番4から201番10まで並びに字中川原213番1、213番5から213番41まで、1019番2及び1019番3並びに字深町1101番35及び1101番37から1101番43まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市芳雄町7番18号

株式会社麻生

代表取締役 麻生 巖

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第28号

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者一人当たりの政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成31年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

1 テレビジョン放送

基幹放送事業者名	回数
株式会社福岡放送	2
RKB毎日放送株式会社	1

2 ラジオ放送

基幹放送事業者名	回数
九州朝日放送株式会社	1

福岡県選挙管理委員会告示第29号

平成31年4月7日執行の福岡県知事選挙における政見放送において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を、次のとおり定めた。

平成31年2月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者

日本放送協会福岡放送局

株式会社福岡放送

海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第105号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における水産動物の保護増殖を図るため採捕制限について次のとおり指示する。

平成31年2月26日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けたものが採捕する場合及びウナギを釣りにより採捕する場合はこの限りでない。

2 指示の適用区域

- 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端とみやま市高田町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市橋本町の最南端と柳川市大和町大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の最西端を結ぶ線まで

3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで
ア ユ 10月1日から12月31日まで
コ イ 4月1日から7月31日まで
ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

4 指示の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

内水面漁場管理委員会**福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、矢部川におけるモクスガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギの採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第43条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでない。

平成31年2月26日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口 勝良

1 禁止区域

矢部川の柳川市三橋町と同大和町の境界から柳川市大和町浦島橋の下流端まで

2 魚種ごとの禁止期間

モクスガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

ア ユ 1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

コ イ 4月1日から7月31日まで

ウ ナ ギ 1月1日から3月31日まで

3 指示の有効期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条

例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第98号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成31年2月19日

福岡県知事 小川 洋

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類

(2) 化学名 N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類

(3) 化学名 N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(4) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成31年2月20日

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
31・2・15	4068	告示	89	3		○	下から 6		指定	●● 言い指定